

佐賀大学大学院先進健康科学研究科優秀論文賞実施要項

令和2年10月21日
制 定

(趣旨)

第1条 佐賀大学大学院先進健康科学研究科（以下「研究科」という。）の医科学コース及び総合看護科学コース（以下「各コース」という。）において、優れた研究論文を発表した学生に、今後の更なる研究の発展を期待し、「優秀論文賞」を設け表彰する。

(優秀論文賞の種類)

第2条 優秀論文賞並びに必要な応じ優秀論文奨励賞を設ける。

(対象論文)

第3条 優秀論文賞の選考対象となる論文は、指導教員から推薦された修士論文とする。

(応募方法)

第4条 応募方法は、各年の定める日までに、次の書類を添えて応募するものとする。

- | | |
|--------------|----|
| (1) 選考対象論文 | 5部 |
| (2) 論文要旨 | 1部 |
| (3) 指導教員の推薦書 | 1部 |

(選考委員会)

第5条 研究科長は、前条の応募に基づき、コースごとに選考委員会を設ける。

2 選考委員会は、3人の委員をもって組織する。

3 前項に規定する選考委員会委員は、コース長が各コースの研究科の教授及び准教授の中から推薦し、佐賀大学大学院先進健康科学研究科教育委員会において選出する。ただし、選考対象論文の指導教員を除くものとする。

4 選考委員会は、優秀論文賞並びに必要な応じ優秀論文奨励賞の候補を選考し、研究科委員会に推薦する。

(優秀論文賞の決定)

第6条 研究科委員会は、選考委員会の推薦に基づき、優秀論文賞及び優秀論文奨励賞を決定する。

(表彰の方法)

第7条 研究科長は、研究科委員会の決定に基づき、表彰状を授与し、併せて副賞を贈呈する。

(事務)

第8条 優秀論文賞に関する事務は、学生課が行う。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、優秀論文賞に必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和2年11月1日から実施する。